

「福島県農業賞」実施要領

第1 目的

本事業は、農業経営の改善や集団活動に意欲的に取り組み、顕著な業績をあげている経営体や集団を表彰し、農業経営者の意識高揚及び本県農林業の振興と発展に資するとともに、県民への理解を深めることを目的とする。

第2 主催

福島県、(株)福島民報社、(一社)福島県農業会議、
福島県農業協同組合中央会、(株)ラジオ福島

第3 対象

「福島県農林水産業振興計画」及び「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の趣旨に沿って、農林業の発展と農村社会の活性化に優れた業績をあげていると認められ、かつ、次に掲げる各部門に該当する農業者又は集団とする。

ただし、原則として過去に本賞を受賞した者は除くものとする。

1 農業経営改善部門

経営内容が計画的であり、生産性が高く経営の安定性・発展性が見込まれ、特に農業経営の改善が顕著である個別経営体（法人を除く）及び農業法人。

2 集団活動部門

(1) 農村女性活動の部

農村女性を中心に結成され、各自の資質向上に意欲的に取り組みとともに、地域農業の振興に貢献している集団。

(2) 農村青年活動の部

農業青年で結成され、各自の資質向上に意欲的に取り組みとともに、地域農業の振興に積極的に貢献している集団。

3 新規就農部門

就農後、農業経営の改善に意欲的に取り組んでいる者。

第4 推薦等手続

1 市町村長は、農業協同組合等関連団体と協議の上、顕著な業績をあげている農業者又は集団について、別に定める推薦調書を作成し、福島県農林事務所長に提出する。

ただし、市町村域を超えて活動する集団についてはこの限りではない。

2 農林事務所長は、推薦調書に、被推薦者に係る推薦経過及び推薦理

由書（別記様式1号）を添え、別に定める期日までに、農林水産部長に提出する。

第5 審査

1 審査員

審査員及び予備審査員は、別表のとおりとする。

2 現地調査

- (1) 農林水産部長は推薦のあった者について現地調査を実施する。
- (2) 調査は各主催団体事務局及び関係農林事務所農業振興普及部又は農業普及所等により実施する。

3 予備審査

予備審査は、推薦調書及び現地調査の結果をもとに別紙「福島県農業賞審査基準」に基づき審査を行い、表彰の対象とする候補者を選定する。

なお、審査においては、現地調査員の出席を求めることができるものとする。

4 本審査

本審査は、予備審査において選定された候補者について審査を行い、各部門合わせて10件の受賞者を決定する。

なお、審査においては、現地調査員の出席を求めることができるものとする。

第6 審査基準

審査は、別紙「福島県農業賞審査基準」により実施する。

第7 表彰

1 本審査において選定された優秀な農業者及び集団に、賞状及び記念品を贈り、表彰する。

なお、個別経営体（法人を除く）及び新規就農者の表彰については、夫婦連名で表彰することができる。夫婦連名の表彰については、2に掲げる項目を準用するものとする。

2 農林水産祭への参加が承認された場合には、農業経営改善部門の受賞者の中から本審査において、農林水産大臣賞を選定し、表彰するものとする。

なお、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

但し、農林水産祭参加行事の農林水産大臣賞に限る。

(1) 家族経営協定を締結していること。

(2) 経営主の配偶者の作業分担、作業従事日数等が概ね5割に達して

いると確認できること。

(3) 農林事務所による意見書が添付されていること。

第8 農林水産祭への参加

本表彰事業は、農林水産省及び公益財団法人日本農林漁業振興会が共催する「農林水産祭」に参加する。

第9 事務局

本表彰事業の事務局は、福島県農林水産部農業担い手課に置く。

第10 その他

- 1 この要領に定めるほか、必要な事項については、別途定める。
- 2 本表彰事業において取り扱う個人情報、事業の目的以外には使用しないものとする。

(附則)

この要領は、平成10年1月27日より施行し、第39回より適用する。

この要領は、平成10年4月1日一部改正、施行する。

この要領は、平成13年1月25日一部改正、施行する。

この要領は、平成14年1月21日一部改正、施行する。

この要領は、平成15年1月29日一部改正、施行する。

この要領は、平成15年4月1日一部改正、施行する。

この要領は、平成16年12月15日より施行し、第46回より適用する。

この要領は、平成17年12月27日より施行し、第47回より適用する。

この要領は、平成18年12月12日より施行し、第48回より適用する。

この要領は、平成20年4月1日より施行し、第49回より適用する。

この要領は、平成22年4月1日より施行し、第51回より適用する。

この要領は、平成22年10月18日一部改正、施行する。

この要領は、平成23年6月10日一部改正、施行する。

この要領は、平成25年4月1日一部改正、施行する。

この要領は、平成25年11月26日一部改正、施行する。

この要領は、平成26年4月1日一部改正、施行する。

この要領は、平成26年10月31日一部改正、施行する。

この要領は、平成27年12月2日一部改正、施行する。

この要領は、平成28年4月1日一部改正、施行する。

この要領は、平成30年1月18日一部改正、施行する。

この要領は、令和元年7月18日から施行する。

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

この要領は、令和4年7月12日から施行する。

この要領は、令和6年11月26日から施行する。

福島県農業賞審査基準

「福島県農業賞」実施要領第6の審査基準は、以下のとおりとする。

1 農業経営改善部門

(1) 個別経営体（法人を除く）の場合

- ア 活動実績が3年以上であり、かつ認定農業者であること。
- イ 創意と工夫による効率的な生産システムを確立していること。
- ウ 家族経営協定の締結等、就業条件の改善に取り組んでいること。
- エ 記帳に基づく経営活動の把握がなされ、経営管理が徹底されていること。
- オ 経営内容が計画的であり、生産性が高く、経営の安定性・発展性が見込まれ、安定した農業所得を確保していること。
- カ 直近3年平均の農業所得が、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想で示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標に概ね達していること。
- キ 地域の組織活動に積極的に参画し、地域振興に尽力していること。
- ク 農地流動化については、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき行われていること。
- ケ 地産地消、6次産業化や他産業との連携、環境と共生する農業に取り組むなど、新たな視点で農業経営を行っていること。（※1）

(※1) (例)

- ・ 農産加工や産直・宅配、農家レストラン、農家民宿等、地域の資源や技術を生かした経営部門の導入により農家経営の安定化を図っている。
- ・ 農産物の生産・加工・販売活動を通して、消費者との活発な交流活動を進めながら新たな販売方法、販売ルートを開拓し販売の拡大を図っている。
- ・ 認証GAP取得、みどり認定、特別栽培農産物・有機農産物等認証制度に取り組むなど、安全・安心な農畜産物の生産供給に取り組んでいる。
- ・ 学校給食や病院などへの食材供給を実施したり、農業体験交流を指導・支援するなど、地産地消の推進や食育活動を実施している。
- ・ 遊休農地を活用し、新規作物の導入等創意工夫による経営を実施している。
- ・ 食品加工業者等と連携し、商品開発に取り組んでいる。

(2) 農業法人経営の場合

- ア 法人としての活動が3期以上であり、かつ認定農業者（法人）であること。
- イ 創意と工夫による効率的な生産システムを確立していること。
- ウ 雇用保険や労働時間等の就業規則の整備を図るなど、農業従事者への福利厚生の実現に取り組んでいること。
- エ 経営内容が計画的であり、生産性が高く、経営の安定性・発展性が見込まれ、安定した農業所得を確保していること。
- オ 法人の直近3期の経常収支が原則黒字であること。
- カ 直近3年平均の代表者の所得が農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想で示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標に概ね達していること。
- キ 地域の組織活動に積極的に参画し、地域振興に尽力していること。
- ク 農地流動化については、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき行われていること。
- ケ 地産地消、6次産業化や他産業との連携、環境と共生する農業に取り組むなど、新たな視点で農業経営を行っていること。（※1）
- コ なお、個別経営体として本賞を受賞した者が、経営の法人化を図り、さらなる経営の発展を果たした場合は、法的な人格が異なることから法人経営の部での受賞も可能とする。

(3) 農林水産祭参加のための出品条件

農林水産省及び公益財団法人日本農林漁業振興会が共催する「農林水産祭」への参加対象は農業経営改善部門に限り、出品条件としての生産規模、経営規模等の部門別・項目別最低基準を、「農林水産祭表彰要領」に準拠し、下表のとおりとする。

部門 種目	農産・蚕糸	園芸	畜産	林産	多角化 経営
経営	耕地1ha以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農作物に係る施設園芸については、50a以上の経営 桑園 40a以上の経営	耕地1ha以上の経営 ただし、施設園については、耕地50a以上の経営 果樹園 50a以上の経営	乳用牛 経産牛10頭以上の経営 肉用牛 5頭以上の経営 豚 80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営 採卵鶏 700羽以上の経営 ブロイラー 年間出荷羽数 30,000羽以上の経営	しいたけ ほだ木 3,000本以上の経営	計数による最低基準は特に設けないが、経営全体における主部門の経営規模が左記の基準を概ね満たしており、かつ農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられること。

2 集団活動部門

(1) 農村女性活動の部

ア 農村女性が過半を占める概ね5人以上で結成された集団であって、活動実績が3年以上であること。また、集団の代表が農村女性であること。

イ 地産地消、6次産業化や他産業との連携など、地域農業の振興に結びつく先駆的活動など、特色のある活動を展開していること。(※2)

ウ 構成員の資質向上や経営の発展に積極的に取り組むとともに、地域における男女共同参画を推進し、農村女性の地位向上に貢献していること。

エ 農村女性活動の部として本賞を受賞した集団が、概ね10年を経過し、受賞時の役員が全員新たな者となり、かつ、受賞時の活動に新たな活動が加わるなど、集団に発展性が認められる場合は、再度の受賞も可能とする。

(※2 地域農業の振興に結びつく先駆的活動の例)

- ・ 家族経営協定締結推進のための啓発活動や締結の更新・情報交換活動などを行う組織。
- ・ 地域に見られない新たな作目を導入し、地域の基幹作物としての定着を図っている。
- ・ 新たな作目を導入し、遊休農地の活用を図っている。
- ・ 農業労力の補完システム・農作業の合理化・省力化システム等の導入と確立を組織的に取り組んでいる。
- ・ 学校給食や病院などへの食材供給を実施したり、農業体験交流を指導・支援するなど、地産地消の推進や食育活動を実施している。

(2) 農村青年活動の部

ア 地域農業の担い手として期待される農村青年を中心に概ね5人以上で結成された集団で、活動実績が3年以上であること。また、構成員の平均年齢が概ね35歳未満であること。

イ プロジェクト学習を積極的に展開するなど、農業経営と関わりながら活動を展開していること。

ウ 地産地消、6次産業化や他産業との連携など、地域農業の振興に結びつく特色ある活動を展開していること。

エ 農村青年活動の部として本賞を受賞した集団が、概ね10年を経過し、受賞時の役員が全員新たな者となり、かつ、受賞時の活動に新たな活動が加わるなど、集団に発展性が認められる場合は再度の受賞も可能とする。

3 新規就農部門

ア 就農後、概ね3年から7年の活動実績があること。

イ 本人の就農が地域から強い期待を集めるとともに、今後地域農業の中心的な役割を担うことが見込めること。

ウ 新規参入者については、技術・生産基盤・資金等の生産諸要素が、創意工夫により適正に調達されていること。

エ 農家後継者については、本人が就農してから、新規部門や新たな生産

- 方式の導入、経営規模の拡大等により顕著な経営改善を図っていること。
- オ 直近の農業所得が、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の所得目標に概ね達しており、将来、同構想の効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を達成できると見込まれるとともに、認定農業者への意欲を有していること。
- カ 農家後継者である新規就農者の場合は、家族経営協定を締結し、本人の経営部門を明確に分離し、部門管理を実施していること。
- キ 農地流動化については、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき行われていること。
- ク 新規就農部門で受賞した者が、経営主となり、法人化を図るなどさらなる経営の発展を果たした場合は、農業経営改善部門での受賞も可能とする。

(別表)

福島県農業賞審査員

主催団体名	職名	備考
福島県	福島県農林水産部長	審査長
(株)福島民報社	福島民報社編集局長	審査員
(一社)福島県農業会議	福島県農業会議事務局長	〃
福島県農業協同組合中央会	福島県農業協同組合中央会 常務理事	〃
(株)ラジオ福島	ラジオ福島編成局長	〃

福島県農林水産部長を審査長とし、本審査における座長は審査長とする。

福島県農業賞予備審査員

主催団体名	所属及び職名	備考
(株)福島民報社	編集局報道部長	座長
(一社)福島県農業会議	担い手・経営対策部長	
福島県農業協同組合中央会	食農振興部長	
(株)ラジオ福島	編成局ビジネスコンテンツ制作 部長	
福島県	農林水産部次長(農業支援担当)	
〃	農林水産部農林企画課長	
〃	農林水産部農業振興課長	
〃	農林水産部農業担い手課長	
〃	農林水産部環境保全農業課長	
〃	農林水産部農業経済課長	
〃	農林水産部水田畑作課長	
〃	農林水産部園芸課長	
〃	農林水産部畜産課長	
〃	農林水産部農村振興課長	
〃	農林水産部林業振興課長	
〃	農業総合センター副所長	

上表のうち、福島県については、推薦調書に関連する所属部署とする。
なお、予備審査時の座長は農林水産部次長(農業支援担当)とする。

